

令和元年 10 月 31 日

福生市議会議長 清水 義朋 様

市民厚生委員会委員長 三原 智子

令和元年度 福生市議会市民厚生委員会視察報告書

本委員会は、令和元年度行政視察を次のとおり実施しましたので、報告いたします。

1、視察日程

令和元年 10 月 8 日（火）～ 9 日（水）

2、視察先及び目的

- (1) 愛知県大府市
認知症不安ゼロ作戦について
- (2) 愛知県豊田市
子どもの権利相談室について

3、視察参加者

委員長：三原 智子
副委員長：小澤 芳輝
委員：山崎 貴裕
委員：市毛 雅大
委員：清水 義朋
委員：原田 剛
随 行：青島 祐太郎（議会事務局庶務係）

愛知県大府市 視察 【10月8日（火）】

1、市の概要（平成31年4月1日現在）

(1) 面積 33.66 km²

(2) 人口 92,414人

(3) 世帯数 39,111世帯

(4) 概要

大府市は名古屋市の南、知多半島の付け根に位置する。

江戸時代から純農村として徐々に発展をつづけ、明治時代には周辺の村との部分的な合併や分離を経て明治39年に現市域が確定した。明治20年には大府駅が開業し、武豊線と東海道線の分岐点となり、更なる発展につながった。昭和45年市制施行となった。

木の山芋、ブドウ、ジャンボ梨、玉ネギ、キャベツなどの特産物があり、また、自動車関連の企業等もある。多くの金メダリストを輩出しているまちでもある。

昭和62年3月に「健康づくり都市」を宣言しており、運動・食・介護予防など様々な健康施策に取り組んでいる。平成18年には健康都市連合及び日本支部に加盟した。また、健康都市連合国際大会において、平成26年には「クリエイティブディベロップメント賞」を、平成28年には「健康都市優秀インフラストラクチャー賞」を受賞した。

基本構想では「みんな輝き 幸せ感じる 健康都市」を掲げている。

2、視察概要

(1) 視察地選定の理由

大府市は、市制施行以来「健康都市」として健康に関する施策に力を入れている。中でも、高齢に伴う認知症に対応する事業として「大府市認知症不安ゼロ作戦」を平成27年度から3年間実施した。この事業は、認知症になりにくいまちづくり、またはなっても安心して暮らせるまちづくりを目的とした複合的な事業で、

成果を上げ注目されている。

今後、高齢に伴う認知症については福生市でも課題になると考えられることから、今回の視察地とし調査を行うこととした。



(2) 調査事項

- ①事業を行うに至った経緯について
- ②事業の概要及び予算について
- ③事業の具体的な内容及び状況について
- ④事業実施による効果および課題等について
- ⑤今後の取り組みについて
- ⑥その他

(3) 調査概要

「認知症不安ゼロのまちおおぶ～大府市の認知症予防施策～」と題したパワーポイントを印刷した資料を基に、健康文化部健康増進課より説明を受けた。併せて「大府市の認知症支援に対する取り組み」と題したパワーポイントを印刷した資料を基に、認知症支援に関する取り組みの説明を、福祉こども部高齢障がい支援課より受けた。他にも資料として「認知症不安ゼロのまち おおぶ」「おおぶあったか認知症安心支援ガイド」のパンフレットをいただいた。

認知症支援に対する取り組みは家族支援や地域の見守り体制についてで、⑥その他に内容を報告する。

①事業を行うに至った経緯について

市内にある国立長寿医療研究センターは、平成 16 年 3 月に開設された国立高度専門医療センターの 1 つで、健康長寿を目指したモデル的な長寿医療を行う病院とともに、認知症や骨粗しょう症をはじめとする老化・老年病の最先端の研究を推進している。このセンターとの連携事業を平成 22 年から実施している。

・平成 22 年 大府健康長寿サポート会議 介護予防実態調査分析事業

国立長寿医療健康センターが開発したコグニサイズは、認知課題（計算、しりとりなど）と運動を組み合わせた、認知症予防を目的とした取り組みの総称を表した造語で、英語の cognition（認知）と exercise（運動）を組み合わせて cognicise（コグニサイズ）という。この事業での運動教室でコグニサイズが実施され、多くの地域で自主的に活動する 18 のグループが立ち上がった。

・平成 23 年～24 年 脳とからだの健康チェック 2011

・平成 24 年～28 年 介護予防 二次予防事業（健康長寿塾）

・平成 25 年 認知症予防のためのコグニサイズを中心とした運動介入研究

・平成 25 年～27 年 認知症介護予防スタッフ育成事業

- ・平成 27 年 運動指導員の育成
- ・平成 27 年～29 年 認知症不安ゼロ作戦
平成 27 年～28 年「脳とからだの健康チェック 2015～2016」
平成 28 年～29 年プラチナ長寿健診(厚生労働省モデル事業)
コグニノート開始

上記のような連携を進め、認知症不安ゼロを目指す大府市プログラム作成委託した。

②事業の概要及び予算について

国立長寿医療研究センターの研究として、大府市と共同出資で実施している。3 年間の実施期間の初年度は、「脳とからだの健康チェック」を行った。これは、年齢を重ねるにしたがって生じる機能低下を早期に発見することを目的に「脳とからだの健康度」に着目した各種検査を行うもので、約 2,800 万円の予算を割いている。職員 1 人に対し対象者 1 人となることから人件費が多くなっている。

翌年からは、タブレットによる認知機能テスト等を実施するプラチナ長寿健診とコグニノート（活動記録ノート）作成で各年約 1,700 万円となっている。

③事業の具体的な内容及び状況について

●脳とからだの健康チェック

65 歳以上（要介護認定者・長期縦断疫学調査対象者を除く）の対象者、平成 27 年度 4,615 人・平成 28 年度 921 人に実施した。

認知機能チェックと歩行速度や握力を測定する運動機能チェック、採血、アンケート等を行い、一人あたりに係る時間は 1 回約 2 時間。1 回に 70 人から 100 人程度を実施した。専門の職員のほか講習を受け認知症介護予防スタッフの資格を持った市民が、スタッフとして事業の一翼を担っている。検査結果は本人に郵送され、地域で実施されている介護予防プラン等に積極的に活用されるよう促している。

●プラチナ長寿健診

認知症予防健診という名称でスタートしたが、対象者に不評であったため名称

変更した。特定健康診査を実施した 75 歳以上の希望者に実施するもので、タブレットによる認知機能検査を行う。記憶力・注意力・実行力・処理能力などゲーム感覚で認知機能のチェックを行い、併せて握力・歩行速度の計測も行う。年間 18 回開催し、初年度の平成 28 年は対象者のうち 28.9%に実施、平成 29 年度は 35.3%、平成 30 年度は 36.6%と増加している。プラチナ長寿健診受診後、希望者に対して活動量計によるモニタリングを実施する。

●コグニノート（活動記録手帳）

コグニノートは、平成 28 年度からプラチナ長寿健診（認知症予防健診）を受診した 75 歳以上のうち、希望者に配布。平成 28 年度は 747 人、平成 29 年度は 1,553 人、平成 30 年度は 1,391 人に配布した。日常生活と認知機能の関連を分析することを目的とし、コグニノートに日常生活内容（運動や菜園手入れなどの身体活動・ボランティアや集会参加などの社会活動・読書や楽器演奏などの知的活動）を記入し、社会参加が認知症予防に有効であることを検証する。各自記入したらマークシートを切り離し、コグニノートの説明に沿って、1 日の活動量をマークし、公民館など市内 11 カ所に設置されたスキャナで読み込むことで、国立長寿医療研究センターにデータが蓄積され、その結果が参加者に個別で郵送される仕組み。結果がその場で印刷される現地出力システムも 4 台設置している。

④事業実施による効果および課題について

・平成 27 年度から、健診未受診者や長期の医療機関受診履歴の無い 75 歳以上の高齢者に対して、フレイル予防のための栄養パトロールを実施。プラチナ長寿健診と栄養パトロールの結果、要介護状態への高リスク者に対し、保健師が訪問し、介護予防への生活支援や必要に応じて管理栄養士、歯科衛生士、高齢者相談支援センター等と連携して支援を行った。積極的な介護予防につながった。

・平成 23 年から 24 年に実施した「脳とからだの健康チェック」受診者に対し、4 年間の追跡調査を行った。脳の健康度が、軽く低下または低下と判定された人のうち、4 年後に「正常」に回復した人は 46%と効果が表れている。

・コグニノート利用者のうち初年度は 95%以上の通信者、翌年からは 100%の通信者に対し表彰を行ったところ、30%の人が表彰された。積極的に参加していることが確認できた。今後は、表彰だけでなく、さらに積極的な参加を促すような仕掛けを考えたい。

⑤今後の取り組みについて

●食べる機能検査

平成 30 年から実施。高齢者が精神的、身体的に健全な状態を保ち、生きがいのある生活や自立した生活を営むため、フレイルと低栄養状態を予防することを目指す。口腔機能健診を行い歯科衛生士による検診結果の説明と指導を行う。ハイリスク者への電話、訪問指導し、健康長寿塾での機能訓練を行う。

●地域版健康長寿塾

平成 29 年度から実施。介護予防を目的とし、運動器・栄養・口腔機能の向上において、機能維持だけでなく機能の向上、生活の質の向上を目指す取り組み。コグニサイズ等の運動と茶話会、専門職による健康相談を実施。

●コグニバイク

平成 29 年 12 月から保健センターに 4 台設置。モニター付きエアロバイクで、脳トレしながら運動できる。延べ利用者は平成 29 年度 1,103 人、平成 30 年度は 5,973 人と増となっている。

これまでのプラチナ長寿健診やコグニノートに加え、上記のような取り組みを実施している。

⑥その他

認知症支援に対する取り組み

平成 19 年、市内に住む認知症の高齢者が線路内に立ち入り事故死するという事案が発生。同年から市民の認知症サポーター養成を開始した。

平成 29 年には「大府市認知症に対する不安のないまちづくり推進条例」を制定。認知症の予防及び認知症の人にやさしいまちづくりについて、市民、事業者、地域組織及び関係機関の役割、市の責務を定め、認知症に関する施策および取り組みを総合的に推進し、認知症に対する不安のないまちの実現をめざす。

《普及啓発》

認知症サポーターの養成とフォローアップ研修の開催、「おおぶ・あったか認知症安心支援ガイド」の作成・配布、市民フォーラムの開催、メールマガジン配信等を実施。特に「認知症サポーター養成 2 万人チャレンジ」を実施し、

平成 30 年度は累計で 12,443 人となった。中学校でも養成を行った。

《医療・介護の提供、連携の推進》

認知症地域支援推進員の設置、認知症地域支援連携協定の締結、高齢者支援連絡会議の開催等。

《見守り・地域支援体制づくり》

「おおぶ・あったか見守りネットワーク」による体制づくり、見守りマップの作成、行方不明者捜索模擬訓練等を実施。行方不明になるおそれのある高齢者の「認知症高齢者等事前情報登録制度」や認知症の高齢者が起こした日常生活における偶然の事故による損害賠償について市が契約者として加入する「認知症高齢者等個人賠償責任保険事業」の実施。

《認知症の本人、家族への支援》

「おおぶ・あったか認知症カフェ」登録事業や認知症の本人のつどい「コスモクラブ」の開催、認知症家族支援プログラム講座や介護家族交流会の開催等。

3、まとめ・委員長所感

大府市の高齢化率は約 21.3%で、全国平均や福生市からすると若い世代が多いまちである。

認知症支援の取り組みを強化したきっかけは、認知症高齢者の鉄道事故という悲しい事案であったが、誰にでも起こり得ることと捉え、市が積極的に対策を講じてきたことで、大きな成果となっている。高齢になっても地域で自立した生活をしたいと多くの市民が希望し、高齢者の家族もそう願うなかで、そのためにはどうしたらいいのか具体的に示されることで、市民の積極的な取り組みにもつながっていると感じた。また、本人とともに家族を支える事業の充実で、家族介護の不安も軽減されると感じた。

「大府市認知症に対する不安のないまちづくり推進条例」の制定で、認知症予防と認知症の人に対するさまざまな立場の市民の責務が明確になったことでの効果等も期待される。

福生市でも認知症への理解の推進、認知症になりにくい生活、本人と家族への支援など、まだ充分とは言いきれないと感じるところもある。今回の視察で得た学びを今後を活かし、提案につなげたい。



(写真：下) 市役所敷地内にあるコグニサイズを行うためのもの。マスの上を自分で法則を決めて歩きます。例えば、赤のマスでは手を叩く、青のマスは足を外に出すなど、考えながら歩きます。



愛知県豊田市 視察 【10月9日（水）】

1、市の概要（平成31年4月1日現在）

- (1) 面積 918.32 km²
- (2) 人口 425,340 人
- (3) 世帯数 181,418 世帯
- (4) 概要

豊田市は愛知県のほぼ中央に位置し、愛知県全体の17.8%を占める。全国有数の製造品出荷額を誇る「クルマのまち」として知られ、世界をリードするものづくり中核都市としての顔を持つ一方、市域のおよそ7割を占める豊かな森林、市域を貫く矢作川、季節の野菜や果物を実らせる田園が広がる、恵み多き緑のまちとしての顔を併せ持っている。特産物は自然薯、茶、椎茸、桃、いちじく、スイカ、梨などの農産物やシンビジウム、菊、シクラメン、ヒマワリなどの花、矢作川の鮎と多様であり、自然豊かな土地である。また、市内で生産された果物を活用した果実酒やリキュールを製造する「豊田市フルーツ酒特区」を申請し、平成25年に認定されている。

昭和22年に市制施行し挙母市となり、昭和34年に豊田市と市名を変更した。その後、近隣自治体と合併し現在の市域となる。

2、視察概要

(1) 視察地選定の理由

全国的にも児童虐待や子どもの人権侵害にあたるような事件が多く発生している。子どもの人権を守る観点からの相談機能が重要であることから、子ども条例に基づいて独立した機関として「子どもの権利相談室」を設置し、子どもと子どもに関する相談に対応している豊田市を視察先として選定し、調査を行うこととした。

(2) 調査事項

- ①事業を行うに至った経緯について
- ②事業の概要及び予算について
- ③事業の具体的な内容及び状況について

- ④事業実施による効果および課題等について
- ⑤今後の取り組みについて
- ⑥その他

(3) 調査概要

まず、地域のケーブルテレビから取材を受け、情報番組で放映された「子ども条例と子どもの権利相談室」についての映像を紹介された。その後、室長と子ども次世代育成課より以下の資料を基に説明を受けた。

- ・豊田市子ども条例制定の経緯
- ・予算執行実績報告書（平成 29 年度、30 年度）
- ・2018 年度豊田市子どもの権利擁護委員・とよた子どもの権利相談室活動報告書
- ・中学校への子どもの権利啓発事業実施について

①事業を行うに至った経緯について

豊田市子ども条例に基づいて設置されていることから、条例制定の経緯から説明を受けた。

- ・平成 17 年 「とよた子どもスマイルプラン」（豊田市次世代育成支援行動計画）を策定。子どもの権利保障の推進として「(仮称) とよた子ども条例の制定」を重点事業の 1 番に掲げた。子どもの権利が尊重され、子どもが自らの意思で成長していく子育ての大切さと、これを社会全体で支援していくことの重要性が示された。
子ども条例検討部会において、子どもが感じていることと、おとなが子どもはこう感じているだろうと思っていることにはずれがあるため、子どもと一緒に条例づくりをしたいとの強い思いから、子どもの意見を反映した子ども条例とするため、「子ども委員」を公募することとした。
- ・平成 18 年 中高生を対象に募集し 40 名集まった子ども委員が、子ども条例に内容、「地域子ども会議」「とよた子ども市議会」の質問事項や運営について議論した。市職員による子ども応援サポーターが活動をサポート

した。夏休みには中学校区ごとに「地域子ども会議」を開催し、小学生・中高生の意見 6,000 件が集まり、子ども条例検討ワークショップで優先順位が付けられた

10月「とよた子ども市議会」を開催し、子ども条例検討ワークショップで集約した意見を基に子ども委員が質問を行った。

子ども委員による条例起草ワーキンググループを組織。子ども委員のみでまとめた条例案の検討や、関係者で組織された条例起草ワーキンググループとの意見交換を行った。

- ・平成 19 年 10 月 9 日 子ども条例施行 市民一般公募によるマスコットキャラクターの選考を子ども委員が担った。
- ・平成 20 年 条例に基づき子どもの権利擁護委員と子どもの権利相談室を設置。

②事業の概要及び予算について

平成 30 年度においては、人件費として子どもの権利擁護委員 4 人約 540 万円、子どもの権利相談専門員（擁護委員経験者）2 人約 8 万円であった。子どもの権利相談室費としては約 1,219 万円で、これには駅前商業施設の一角にあった相談室を青少年センターに移転した費用や 10 周年シンポジウムにかかる費用も含まれている。移転後の子どもの権利相談室費は約 850 万円となる。

③事業の具体的な内容及び状況について

●目的

豊田市子どもの権利擁護委員は、市が目指す「子どものやさしいまちづくり」の具体的な取り組みとして、子どもの権利が侵されたとき、市から独立した機関によって、その救済と回復を図るために設置された。子どもの権利の擁護に必要な支援をするため「とよた子どもの権利相談室」を設置し電話や面談等で相談に応じ、子どもと一緒に、子どもの最善の利益となる解決を目指す。

●運営体制

・子どもの権利擁護委員 3 名・人格に優れ、子どもの権利、福祉、教育などに関して知識や経験のある人から市長が選ぶ。(弁護士・大学教授・臨床心理士等)

・子どもの権利相談員 5 名・擁護委員の仕事の補助。電話や面談等で相談に応じる。常時 2～5 名勤務。

子どもの権利相談員(専門員) 3 名・退任擁護委員が担う。経験や専門性を活かし擁護委員を補助する。

室長(事務局職員) 1 名・次世代育成課職員が務める。相談や調査・調整活動は担当しない。

・相談受付時間・水・木・土・日は午後 1 時から午後 6 時まで、金は午後 1 時から午後 8 時まで。

●相談の状況

2018 年度報告書により、いくつかの事例が紹介された。

報告書には、相談の状況について月別新規件数、延べ回数、相談者別、学齢、継続回数、時間帯などがまとめられている。相談時間帯が子どもからは放課後の時間、大人からは子どもが帰宅する前の午後の時間の相談が多いことがわかる。

④事業実施による効果および課題について

・新規件数、延べ回数ともに前年度より増加している。小・中学校で啓発カードやリーフレットを配布している 6 月以降 10 月までは、新規の相談が多い傾向がみられる。効果の現れであると同時に相談しやすい環境づくりの継続が重要。

・子どもからの相談は、「いじめ」も含むと「交友関係の悩み」が全体の 66% を占めている。「不登校」や「教職員からの暴力、暴言等」は子どもからの相談はなく、声をあげにくい状況が考えられる。今後の課題だ。

・1 回に相談で終わることが半数だが、継続相談の場合、初回相談とは別の問題が見えることも多い。子どもをとりまく状況が理解でき、解決の方向性が明確になる。

・現在、小学 1・3・5 年生、中学 2 年生を対象に授業 1 個まで権利学習を行っている。子ども条例の認知度を上げることが必要。中学生を対象とした事業や、教員が子どもの権利について学ぶ機会が少ないことが課題。

・相談員の電話での聞き取りなど、一人ひとりの力量によるところが大きいのが

課題。

・保護者へは「親ノート」の配布や「親育ち交流カフェ」などを行い啓発しているが、外国人の保護者への啓発が課題。

⑤今後の取り組みについて

・第3次子ども総合計画を策定中。令和2年度からの5年間の計画で、今後はこれに沿って進める。子どもの権利保障を主な内容とし、子どもの貧困対策については経済的貧困だけでなく孤困救済対策として困りごとを聴く体制をつくる。特に、高校生からの意見を聴く。

・全国的にいじめなどの権利侵害の状況にある中学生が多いことから、中学校への子どもの権利啓発事業を実施する。条例の正しい理解を深め、子どもの権利学習プログラムの効果を高めることを目的に、令和元年からの3年間ですべての中学校を対象に、「教員向け事前研修」「全校講演会」「権利学習の授業」を実施する。

⑥その他

平成30年8月に駅前商業施設から青少年センターへ移転した。

3、まとめ・委員長所感

豊田市は自動車産業のまちとして知られている。昭和の高度経済成長期にその工場で働く若者たちが多く住むようになった。さまざまな地域から若者が集まってくることから、昭和41年には青少年対策を進めることとなった。これが、子ども施策を進める基となったようだが、同時に多様性を認め合うことのできるまちになったともいえるとの説明があった。現在は外国人比率も高くなっている。

市の行政機構の中で、子ども部次世代育成課に子どもの権利相談室が位置づけられている。教育委員会との連携をスムーズにするために、職員14名の中に教員1名が含まれている。子どもの権利相談室はもちろんのこと、学童クラブや放課後子ども総合プランの連携もしやすくなっているとのことであった。学校と子ども施策の連携協力は制度上難しいこともあるが、協力できるような体制をとれる工夫がされている。

豊田市の子ども条例検討部会において、子どもが感じていることと、大人が子どもはこう考えているだろうということにはずれがあると考えたことこそが、子ども理解と権利保障につながったのではないかと感じた。子どもは守られるべき存在だが、一人の人として尊厳が守られ、意見を表明できる権利を持つことを、子どもも大人も知る必要があり、それを条例にすることで子どもと市民へ積極的に広げていけると感じた。

子どもの権利というと、わがまを助長するとか権利と義務についての意見を聴くことがあるが、基本的人権に保障される誰もが生まれながらにして持っている権利だということの理解を広げることが大事だと思った。そして、この権利を保障し子どもの側に立った相談体制の重要性を認識した視察であった。

